

平成 30 年 9 月 10 日

第 9 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成30年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		二田水 宏一
推進委員		時松 達也

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続届出
について

第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約につ
いて

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 2 号番号 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第8 議案第4号 農業委員の辞任申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成30年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 宮崎委員、7番 安武委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続いて、日程第2 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続届出について」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 議案をお開き下さい。1 ページ目になります。今回、報告案件でございまして、議決要件ではございません。報告第 1 号です。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書という事で、相続による所有権移転の取得の届出が出ております。

会長宛に下記届出人からの相続による届出という事ですが、別紙の方にもですね、資料として同じ届出書 1 枚が出ております。簡単ですけども報告を終わります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ないようですので、報告第 1 号を終わります。

議長 続いて、日程第 3 報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 議案集の 2 ページになります。同じく、報告案件でございます。農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について。農地法第 18 条第 6 項の規定により、下記届出を受理した事をここに報告する。平成 30 年 9 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

報告第 2 号番号 1 でございます。土地については、北里と西里の 3 筆でございまして、賃貸人、賃借人以下の通りでございます。双方の合意による解約という事でございます。別紙の方は先程の資料の中の 2 ページ目と借り手の方は、印鑑登録証明書が必要でございますので、3 ページ目に写しを付けております。以上で終わります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

7 番 これは、日にちは 8 月となっておりますが、春先とかじゃないのですか。

事務局長 当事者からですね、本来は今年までですね。なんとか、ここに書いてある借り手の方にですね、引き続き耕作をして頂きたいという話があったのですが、受け手の方がですね、身体的な都合も含めて、どうしても出来ないという事ですね、だいが、双方同士での話し合いの結果、延び延びになっておりました。最終的に正式に合意解約してという話になって、届出は現実、この時期に出てきております。これについてはですね、貸手の方が町外の方ですので、またなんとかこの土地を借り手が変わっても、どなたか耕作して頂きたいという事で探している最中ではございますが、かなり双方の中で話が延び延びになったというのは事実です。

議長 ないようですので、報告第2号を終わります。

議長 続いて、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の3ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による下記農地の申請があったので審議を求め。平成30年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号番号1です。土地の所在は宮原になります。田んぼが2筆で1,754㎡になります。権利の種別としては有償による移転でございまして、譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。詳しくは別紙の方で、4ページをお開き下さい。ここに3条の許可申請書の写しが付けてあります。有償による移転という事でございまして、4ページの一番下の方に、対価の方が全筆で金額が29万円という事で書かれております。それから、権利取得後の状況でございますが、6ページに譲り受け人の農機具の所有状況と農作業の経歴、それから当該保有する土地についての平均距離が1kmで、5分というような場所でございます。

譲り受け人の家族構成については、7ページに記載がありまして、条件であります下限面積の3,000㎡については、7ページにあります、20,766㎡として下限面積はクリア出来ており

ます。後は、土地の情報としまして、登記簿謄本の写しが 10 ページ、それから 11 ページ、抵当権等の所有権移転の障害があるものはございません。それからちょっと、住所の関係です、それを証明する物として住民票の写しが 12 ページに付けております。

現場ですけど、15 ページに航空写真、空から見たカラーコピーの地図がありまして、赤く、くくってある所で内側に三角に切れている所が 2 筆の所になります。現場の状況ですけども、16 ページに現場の写真を付けております。道沿いの農地にいい場所ございました。後、現地確認の確認書という事で 17 ページに付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、宮原地区担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 先月の 8 月 31 日ですかね、事務局より 2 名、それから推進委員さん、麻生さんの 4 名で現地の確認に行きました。この田は、片田ですかね。入り口の手前の溝の田になります。ここは昔から何十年か〇〇さんの所が小作として今まで作っていた田んぼになります。現地に行って確認した所、畦草も切られ、管理も行き届いているように思いました。審議の方よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 単価が非常に安いんですけども、位の間違いじゃないですか。

事務局 長 一応ですね、単価については、手書きのメモの部分も 10 a 当りの額が 165,300 円という事で、この面積で換算して 29 万ちょっと、二度の確認は取ってますけど、場所的にも確かにご指摘の通り、ちょっとですね。

7 番 本人は間違いないと言っていました。

事務局長 そうですか。ありがとうございます。確かに、ご指摘の通り単価は安いです。

7 番 大体、買う人が前の時、〇〇さんが関係した時も単価が結構安かった。

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第5 議案第2号番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

 議案集4ページになります。議案第2号の番号1です。土地は下城になります。畑で1,865㎡です。申請人は以下の通りでございます。造園業です。転用の目的は資材置場、詳しくは丸太・重機。転用の理由としては、資材置場として利用するため。それから、備考として始末書添付という風に付いております。別紙の18ページ、4条の転用申請書の写しが付けてあります。20ページに土地の登記簿等の写しが付けてありますが、抵当権等が入ってますけど、本人さんの関係でございますので、支障はございません。

 それから今回は21ページに既に、資材置場化しているという事で始末書が付けてあります。平成20年3月末より、資材置場として利用してきたという事で、農地法不案内であったため、無許可で転用し、現在まで手続きしていなかったため、深く反省しているところでございますという事で、今後、注

意して守っていきたいと思いますという事での始末書が添付されております。

それから、周辺の地権者の関係で排水同意書が 24 ページ。土地自体は 26 ページ、27 ページ。分かりやすいのは 28 ページの航空写真ですね。旧下城小学校のグラウンドの横辺りになります。現場の方の状況については、写真が 29 ページに付けてあります。現場確認という事で 30 ページに現地確認の書類を付けさせて頂いております。今回、特に丸太が資材置場のメインになっていますけど、造園業で丸太の必要性として、造園業の方がチップを生産されたという事で、その材料となる丸太がそこに置いて、沢山、山積みになる事もあるし、また重機が旋回する場所も確保しなきゃいけないからという事でこの場所全部を資材置場にしたいという事で、平面図が 23 ページに付けてあります。ご自宅の隣の敷地ですね、大型重機の進入路を確保しながら、また作業所のスペースを確保しながら、現場に丸太を置いたり、その場がたまたま空いていたり、色々な状況が考えられますけども、資材置場として活用するという事で申請が上がっています。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 **番** 8月の31日にですね、推進委員の時松さんと村上局長と事務局の波多野くんと4人で現地立ち会いに行きました。先程、局長の方から説明があった通り、始末書も付けてありますし、もう現に丸太も切って置いてあります。それで、場所的には小学校の入り口の所でとても広い所なんです。別に問題はないと思いますので、みなさんの審議の方、よろしく願います。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、日程第 6 議案第 2 号番号 2 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成 30 年 9 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。議案第 2 号番号 2 です。土地の所在は下城になります。田んぼが 1 筆で 2,423 m²です。申請人は以下の通りでございますして農業をしております。転用の目的は、牛舎でございますして、詳しくは、牛舎、堆肥舎、堆肥作業場、牧草置場という風な内訳になります。別紙の 31 ページからをご覧ください。31 ページの 4 条申請書の写しの一番下の方にですね、建築物の建物ごとの面積が記載されております。それから、登記簿謄本の写しの 33 ページに抵当権等の障害はございません。今回、施設の転用という事でございますので、事業計画書が必要になってまいります。34 ページからが関係資料でございます。少しだけ説明します。まず、事業の目的及び必要性の欄ですが、現在は自宅に接している昔からある牛舎で 14 頭肥育牛を飼育しておりますが、飼育数が限られるため、出産する牛のみを牛舎に戻し、ほとんどの牛を外で放牧しています。

 今回、経営規模拡大と省力化を考え、新しい牛舎を建設することにしました。申請地は自宅の隣で利便性がよく、隣接がすべて自分の土地のため周囲への影響が少なく、給水の便もよいことから、この土地を選定しましたという事でございます。

それから資金計画の部分はですね、工事費が 11,956,189 円という事で見積書が後半の方で出ております。添付させて頂いております。後、建物の立面図、平面図が 35 ページからになります。特に 37 ページ、A3 を折り曲げてるところの資料がありますが、この平面図でですね、大体農地における施設の配置関係や位置関係が分かると思います。牧草置場の方の右側の方が自宅の方角になります。

それから周辺の排水同意書が 39 ページに付けてあります。後、施設転用の場合は代替性検討表というのが必要でございます。どうしても他を検討した結果、ここしかなかったという資料を必要としております。土地代替性検討表というのが 41 ページに付けてあります。当該専用申請地の他、後 3 ヶ所、候補地を考えておりましたけれども、最終的には一番左側の土地が周辺農地への影響、用地取得の可否、総合判定として、一番有利だという事でこの申請地を選んだという理由の検討表が付けさせて頂いております。

それからもう一つ 41 ページに A3 の折りたたんだ紙ですけど、色の付いたものがあるんですが、ここがですね今言った代替性検討表という事で、所有者の名前、地目が落としてあると思いますけど、No.1、No.2、No.3 という事で 3 ヶ所、候補地を考えたけど最終的にはこの赤で囲んだ部分の場所を選びましたという印。42 ページからは見積書が付けてあります。転用関係は、資力の確認という事が条件でございます。47 ページに融資証明願という事で、JA の方から貸付実行予定である事を証明された資料が添付されております。仕組みとしては、農業近代化に借りるという事ですね。実行予定になっております。資力の確認という事で、通帳の残高 48 ページも付けてあります。

現場の状況でございますけれども、航空写真を 51 ページに付けております。ちょうど、赤くマジックで太枠を囲んだ右側にオレンジのような家が見えてますが、こちらが自宅の場所になります。左側に位置する細長い形。

現場の状況につきましては、52 ページ、53 ページに写真を付けております。確認書を 54 ページに付けております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 同じく8月の31日にですね、時松さんと、村上局長と事務局の波多野さんと現地立ち会いに行きました。ここは、息子さんがいて、後継ぎをして経営拡大をしたいという事でお話を聞き現地確認に行った所、場所的に自宅のすぐ側でとってもいい所なんです。後継者をそんな風で、嫁さんももらうという事で大変喜ばしい事じゃないかと思えます。こうしてなかなか事業拡大する方がいない中で、このような事業をするという事は私達にとっても、農業にとってもいい事じゃないかと思えますけど、皆さん方の審議の方、よろしく願います。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 ○○さんの、代書人さんの行政書士さんは入ってないですよ。でも、○○さんは入っているのと入っていないのとどっちですか。大体、行政書士を入れなくても出来る訳ですよ。

議長 大体、委任をもらって申請するという形と、そのまま個人である場合もあるんですね。

事務局長 様式的には、今言われたのは○○事務所の方が入ってないですね。実際には、様式の記載の方法が違うだけで、効力としては両方OKなんですけども、本人が書面を作る場合は行政書士はいりません。ただし、実際こういった登記まで関係していますので、最終的には、所有権移転とかほとんどの人が専門家に頼みますので、有資格者としては行政書士じゃないと、こういう書類を作れませんので、○○さんの場合は、念のため、丁寧にこういう代理人の所の欄を設けてますけど、他の所は、有資格を持ってて、こちらもそれは認識してますけど、わざわざこの書類を代理人として記載されてないので、そこに書き方の違いがあるという事です。

2 番 分かりました。

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 2 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、日程第 7 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。
事務局より朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案集の 5 ページになります。「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成 30 年 9 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

 議案第 3 号です。土地の所在は西里になります。田が 1 筆、1,087 m²です。譲り渡し人、以下の通りでございます。譲り受け人、以下の通りです。5 条による転用の目的は、クヌギの山林転用でございます。資料の方は、55 ページからになります。別紙の 55 ページに許可申請書の写しを付けてあります。土地の情報としましては、登記簿謄本の写しが 57 ページに出てますが、特に障害となる抵当権等はありません。それから、クヌギの植林という事で事業計画書が必要でございまして、58 ページに事業計画書がございまして。植林に伴う、排水同意書が 59 ページにございまして。後、同意書が 60 ページにあります。現場の方はですね、分かりやすいのが 64 ページ、航空写真を付けてあります。64 ページの申請地の赤のマジックで斜線が入れてある場所は、ちょうど下に岳ノ湯の地熱の冷蔵庫が、四角い屋根が 2 つ見えてる所が、町道の左上の岳ノ湯の冷蔵庫の場所になります。ちょうど、その道を挟んで反対側にガラスの温室があるんですね。場所についてはそういう場所になっていまして、現況の方は、65 ページの場所ござ

います。現地確認の方をですね、66 ページに確認書という事で付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の佐藤仲子委員から報告をお願いします。

4 番 8月31日の日に事務局のお二人と農業委員の千年さんと私と推進委員の二田水さんで見に行きました。写真で分かる通り、今は蜂の巣箱を置いてから、養蜂場の方が蜂蜜を取っていました。周りも森林に囲まれて、出来るような感じではなかったのですが、いつも調査の時にあがっていてこれと下が。ここはですね、さっき事務局の村上さんがおっしゃったように地熱の冷蔵庫を作るときに資材を置く所に使ったらしくて、畑の中の所までガラスがあって作物を作れる状態ではありませんでした。この後に、〇〇さんが麦を植えるというのでその分には影響はないかと思われます。ご審議の方、よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番 この無償移転というのが、ひっかかるのですが。

4 番 他の所と交換するような感じ。

6 番 これは〇〇君がいるという事は還元井戸じゃないかと思っています。今、困っているから。

事 務 局 長 事務局から説明します。代書人経由で5条の申請書が上がっています。申請の中では、一切その情報はございませんし、私共はそこは、知る由もありませんが、あくまでこの申請書をまず信じるという事で、申請書の中を読み解く限りではクヌギを植林するという事業計画書が出ていますので、うちとしてはこの書類に対する審議をするしかないかなあという気はします。確かに、ご指摘の部分はもし万が一、有り得ることであれば、植林後の農地法の適用外になってからの話になりますので、そこはこのステージじゃない所になって

きますけども、今はうちが聞いている書類としては、周りが確かにクヌギ山で全部囲まれていたものですから、農地としてはなかなか

4 番 私が知っている限りでは、地籍調査で〇〇さんと〇〇さんの所のちょうど境が分からない所があったので、その土地と交換したと聞いています。

推進委員
(二田水) 〇〇さんから聞いた話では、今おっしゃったように地籍で境の問題で、話し合いの結果、ここを売って話をつけようという事になったと、伺いました。

6 番 もうそれなら、何も問題はないです。

4 番 だから、〇〇さんがまた〇〇さんの畑をもらうようになっています。

6 番 だから、無償移転になっているのですか。

4 番 交換すると聞いています。

6 番 それなら、もう何も言いません。分かりました。

2 番 5条と4条の違いは、どう違うのですか。

事務局長 まず4条は、自分の土地を自ら違う目的に転用する場合は4条で、5条は人様の土地を自分が買って違う目的に転用するのが5条です。

1 番 クヌギを植えた後にやっぱりミツバチもするのですか。

4 番 ミツバチは〇〇さんの所じゃないみたいですが。

1 番 クヌギを植えた後に置くんでしょうね。植えたからと言って問題はないのですが。

事務局長 その確認は取れていないのですが

1 番 立派に置いてあるから植えた後にまた入れるのかなあと思っていた。

議長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、日程第8 議案第4号「農業委員の辞任申出について」を議題に供します。朗読と説明の前にここで当事者である〇〇委員には退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 事務局より議案第4号の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の方は、紙1枚両面をコピーしたもので、右上に議案第4号とあります。読みます。

議案第4号小国町農業委員会会長松岡克明様、辞任申出書。

私は、この度下記理由により、小国町農業委員の辞任を申出ます。「辞任の理由」農業委員は非常勤の地方公務員であり、行動にはしかるべき責任と法律上の制限が課せられていることは十分に理解しています。

その上で、私は今後の町のため、来年度の選挙も含めて積極的な活動を行いたいと考えており、このまま農業委員の身分を有していることは、不都合なので、辞任を申出ます。平成30年8月31日。裏面は全く同じ文書ですが、宛名が小国町長北里耕亮様という事でございます。事務局の方から少し説明を補足させていただきます。まず、8月にですね、本人から議案が全部終わった総会終了後に、辞任申出の意向がご本人さんから話があって、そしてみなさんからも色々意見を頂いて、本日議案としてあがったわけです。法律上の手続きとしては、

まず順番はどちらが先でも後でもございませぬが、農業委員さんが任期 3 年を途中で辞任する場合は、町長の同意が必要になります。同意した場合は、正式に同意したという町長の文書も本人に差し上げるというシステムがございませぬ。そしてなおかつ、後でも先でもなくて同時に農業委員会での総会の議決が必要になります。その場合は、出席委員の過半数で決する事になります。事務局からはそういう手続き上必要な事があるという事をお知らせして進行に入って頂きたいと思ひますが、またこの件については、任命の時は議会の承認の人事案件になりまして、最終的には議会が合意するという事で、小国町の議事録を公開されてますので見て頂くと分かるように、昨年の 6 月の定例議会で人事案件は一人一人、審議して議決をもらっている。そして、辞められる場合は先程言うように法律上は農業委員会の議決と町長の同意という事で、議会の部分の介入は法律上はございませぬが、町長の判断で 9 月 3 日の議会運営委員会というのがございませぬ。これは、定例議会が始まる前に今回の議会は何日から何日までしますとか、条例はいくつありますか、補正予算はどんなのがありますかというのを一旦、執行部が議員の代表の皆さんに出してですね、大体の日程を決めるのが議会運営委員会という所でございませぬ。その場ですら、最後に町長の方から実はこういう事で正式じゃないですけど、〇〇委員の方が辞めたいと、そしてそれについては 9 月 10 日の総会の議決をもって正式に辞めるか辞めないかは決まるという事で報告はしております。また、補充をどうするかという話についても、町長に任命権者として、自分が在任中は補充しないという事で、そこが今の議会への状況でございませぬ。事務局からは、以上、手続きを踏まえて今話をさせて頂きましたので、後は審議の方に入って頂きますけども、会長後はお願いいたします。

議 長 事務局からの一応、これまでの再確認と今からの手続きによって、説明して頂きましたけど審議のかけ方はご自由に発言して頂きたいと思ひます。

<ここからのやり取りは人事案件に関わるもので、途中の内容を省略する。>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議 長 それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 賛成多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第9回総会を閉会致します。

平成30年第9回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番